

日本の親権制度と離婚後の共同親権制度について（レジュメ）

1 日本の親権制度

- ・婚姻中…共同親権（民法第 818 条第 3 項）、離婚後…単独親権（同法第 819 条）

※欧米諸国では、原則として、いわゆる離婚後共同親権制度（DVや薬物依存などの問題がある場合は、親権や面会交流が制限される）が導入されている。なお、韓国は、選択制を採用している。

2 日本の親権の内容

- ・未成年の子（以下「子」という。）の身の回りの世話や教育、しつけ（同法第 820 条、第 822 条）
- ・子の居場所の指定（同法第 821 条）
- ・子の職業の許可、制限（同法第 823 条）
- ・子の財産の管理（同法第 824 条）
- ・子の法律行為への同意（同法第 5 条）

※現在、民法上の成年年齢は 20 歳。2022 年から 18 歳。なお、参照条文を最終頁に掲載

3 日本の離婚後単独親権制度の背景及び戦後の潮流

(H30. 6. 15 付産経新聞より取りまとめ)

離婚後単独親権制度の背景	戦後の潮流
<ul style="list-style-type: none">・離婚後単独親権は、日本的な家父長制の伝統（※）を反映したもので、伝統が重視された結果、見直されてこなかった。※子どもは家、すなわち家長である父親に属するもので、夫婦が離婚すれば妻は子どもを置いて家を出るのが普通であった。	<ul style="list-style-type: none">・戦後、男女平等がうたわれ、世界的な女性権利拡大運動の動きが高まった結果、離婚や別居後も父親と母親が子育てに関わるようになった。・親権争いが起きた際、裁判所は、従来、子どもは母親が育てる方が望ましいとする「母性優先の原則」や現在の養育環境を変えるのは、子どもの利益に反するとする「継続性の原則」などを重視して判断してきた。 ⇒その結果、このような判断基準を逆手に取り、親権を得るために子供を連れ去り、その理由として相手親のDVをでっち上げるといった手法をとる一方親が現れるようになった。・国際的には、共働きモデルへの転換があり、母性優先の原則が消滅し、父親の権利拡大運動が起きた。・日本でも最近 10 年ほどの間、同様の転換があり、父親側に有利な判決が出ることもある。

4 離婚後共同親権制度の利点、問題点等（質問主意書・新聞・雑誌等を基に取りまとめ）

利点等	問題点
<p>▶ <u>離婚時の子の親権をめぐる無用なトラブルが回避される。</u>（②）</p> <p>▶ <u>子の重要な事項の決定について慎重な配慮と実現が可能となる。</u>（②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、養子縁組、氏の選択、進学先などで事前に両親が協議、納得の上慎重な配慮が可能となる。 <p>▶ <u>父母が離婚後も子の養育に積極的に関わることが期待される。</u>（①）</p> <p>▶ <u>離婚後も子どもを手放したくない父親（母親）が子の養育に関わることができる。</u>（⑤）</p> <p>▶ <u>日本では、親権とは「親の子供に対する権利」と考えられがちで、配偶者間で親権の奪い合いが起きやすいが、欧米では、親権とは「子どもを監護・教育する義務」とされ、両親が持つのは当然と考えられている。</u>（④）</p> <p>▶ <u>子どもの権利条約には、「子どもの最善の利益」の視点から親子分離禁止の原則や両親の共同養育責任等の規定がある。</u>（⑥）</p> <p>▶ <u>監護親が面会交流に積極的に応ずることが期待され、両親に会いたいという子の権利が保障される。</u>（②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双方との関係を維持構築することが子の人格形成に寄与する。 ・子に会わせないことを相手方への復讐の手段としている実例が少なくない。 <p>▶ <u>子どもは両親からの愛情を受ける方が心身ともに健康に育つという科学的知見がある。</u>（④）</p> <p>▶ <u>非監護親の子への責任の履行が期待される。</u>（②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の積極的支払い ・監護親の虐待・ネグレクト等の監視機能の期待 ・児童虐待の防止 ・いじめへのサインに気づく契機を与え、適切な監護のアドバイスを可能にする ・非監護親が子に無関心であって、子が親に会いたいというケースに対応 <p>▶ <u>親権をめぐる対立を防ぐためには、将来的には導入が望ましい。但し、共同親権を支える法的制度の整備（※）が不可欠。</u>（④）</p> <p>※面会交流時に子どもの安全を守るための公的機関の関与制度や金銭トラブルを防ぐための国による養育費の立替制度</p>	<p>▶ <u>離婚後単独親権は、日本的な家父長制の伝統を反映したもので、近年、離婚や別居後も両親が子育てに関わるようになるという変化があったものの、伝統も重視されてきた。</u>（④）</p> <p>▶ <u>共同親権制度にしても監護権についての紛争となり、かえって紛争を細分化、長期化させる。</u>（②）</p> <p>▶ <u>子の養育について、適時に適切な合意を形成することができないときは、子の利益を害するおそれがある。</u>（①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別居親DVや虐待が認められるケースでは、「進学に同意してほしい」ということを聞けなどと、同意権を濫用して、DVや虐待が継続する危険が生じる。（⑤） ・濫用により紛争が生じ得る。共同親権下での面接交渉は親の子へのネグレクト、いじめ、虐待を引き起こしかねない。（②） ・手術、進学の際の意見の対立が深刻な事態を引き起こす。養育費、学費とからめ支配・被支配が継続される。（②） <p>▶ <u>欧米とは異なり、離婚は避けるべきものと考えられる風潮が今も強い日本で、離婚や別居に至るのは、強度の紛争状態に陥っている場合が多い。相手への未練や憎しみが募っている状態で『子供のためだけには協力しよう』と合意するのは難しい。</u>（④）</p> <p>▶ <u>暴力や虐待の問題が懸念されるため、機械的な面会交流の実施は危惧する。また、子どもが別居親と会うことを嫌がっている中で裁判所が面会交流を命じると、将来的に関係が破綻しやすいという米国の調査もある。</u>（④）</p> <p>▶ <u>再婚家庭に混乱（再婚相手との親子関係の定着化を妨げる）、と複雑化（再婚相手のしつと等）を招く。</u>（②）</p> <p>▶ <u>面会時に元配偶者や子供に危害が加えられる恐れがあり、実際に殺人事件も起きている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.4.23 離婚後4回目の面会交流で、父親が面会に来た子を殺害した事件が起きている（③） <p>▶ <u>無条件に共同親権を認めれば、虐待する親から子を引き離すことが難しくなる。共同親権制度を採るとしても、虐待やDVの際の親権停止などの対策や支援体制を整えることや家庭裁判所の予算拡大が必要。</u>（⑤）</p> <p>▶ <u>個々の親の監護の在り方を第三者が監視等する制度がほぼ存在しない現状で、共同親権を導入すれば、子の福祉が害される。</u>（④）</p>

<参考文献>

- ①第 196 回国会 H30. 7. 27 松原仁君提出質問主意書に対する答弁書
- ②大沼洋一「離婚後の親権を「共同親権」とした場合のメリット・デメリット」『調停時報第 169 号』H20. 3、93 頁
- ③H29. 5. 23 付毎日新聞
- ④H30. 6. 15 付産経新聞
- ⑤H31. 2. 28 付朝日新聞
- ⑥山西裕美「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」『社会福祉研究所報 46 号』2018. 3、9 頁

5 日本における離婚後の親権の在り方に関する考察

(以下、山西裕美「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」『社会福祉研究所報 46 号』2018. 3、1-19 頁を基に作成)

①ハーグ条約への加盟による国内・国外での二つの異なるルール（ダブル・スタンダード）の存在

⇒この背景には、平成 6（1994）年に日本が批准した国連の「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）における「子どもの最善の利益」の視点がある。

②「子の最善の利益」の判断基準

⇒日本では、従来、子どもの利益として、「監護の継続性・安定性」が重要と考えられている。

⇒共同親権制の国では、「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレントルール）がある。

《判例等の考え》

・千葉家裁松戸支部判決（平成 28 年 3 月 29 日）

⇒親権者について、整った監護環境での監護の提示と共同養育計画案を提示し、母親と子の年間 100 日の面会交流を認めた父親を親権者に指定した（フレンドリーペアレントルールを重視）。

・東京高裁判決（平成 29 年 1 月 26 日）

⇒一審の千葉家裁松戸支部の判決を変更し、主たる監護者である母親をその親権者に指定した。（当該子の意向と父親から提示された年間 100 日間の面会交流が子にとって負担になるとした。（子の意向と監護の継続性・安定性の重視））

・最高裁決定（平成 29 年 7 月 12 日）

⇒上告受理事由（民訴法第 318 条第 1 項）が認められないとして、不受理。

③西欧社会民主主義福祉国家と家族的福祉国家の社会構造の違い

⇒スウェーデン、フィンランドなど、未成年子のいる離別夫婦に対して原則として共同養育、共同親権が適用されるケアの「脱家族化」の進んだ社会民主主義の福祉国家と性別役割分業型家族によるケアが基盤である家族主義福祉国家の日本とは社会構造が異なり、離別後の共同親権、共同養育の課題と可能性について検討するには、そのことを考

慮する必要がある。

④ 東アジアの韓国・台湾（日本と同様の東アジアの家族主義福祉国家）でも、離婚後の共同親権制度を採用

⇒課題の指摘

・司法制度的課題

- ▶ 裁判所での専門的な知識として共同養育が判断されても、当事者である子どもの意思がほとんど反映されないケースがある。
- ▶ 両親が共同養育について調停前にビデオ教育を受けても、その後の調停員の考え方が従来の性別役割分業的な家族観で結果的に監護について決まった内容が共同養育と矛盾したケースが見られた。
- ▶ 養育費などの決まった共同養育内容を強制的に実行させる手段が欠如しているため、結局、別居親からの養育援助を諦めざるを得ないことがある。

・必ずしも子どもの最善の利益にならないこと

- ▶ 子どものためと思って共同親権を選択しても、離別後父親が再婚して連絡が取れなくなり、子どもの生活や人生における様々な好機に別居親の承認を得ることができず、結果的に支障をきたすことがあり、その場合、子どもには、かえって父親からの見捨てられ感を強く抱かせる結果になってしまうケースもあった。

6 政府の動き

・平成 30 年 7 月 15 日付読売新聞の記事より

「政府が、離婚後に父母のいずれか一方が親権を持つ『単独親権』制度の見直しを検討していることがわかった。離婚後も双方に親権が残る『共同親権』を選べる制度の導入が浮上している。」とのことであったが、その後、表立った動きは公表されていない。

なお、同月 15・18 日付同紙に、「上川法相は 17 日の閣議後の記者会見で未成年の子を持つ夫婦が離婚した後も双方に親権が残る『共同親権』制度の導入について検討する考えを示した」旨の記事が掲載されている。

・平成 31 年 4 月 2 日、衆議院法務委員会における法務大臣の答弁（概要）

離婚後の共同親権制度については、離婚後も父母がともに親権者となる制度を導入すべきであるとの意見があることは承知している。一方で、離婚後の共同親権制度導入については、父母の関係が離婚後良好でない場合に、親権の行使について、適時に合意を形成することができないということで、子の利益を害するおそれがあるとの指摘もされており、DV被害の防止の観点も検討する必要がある。そういったことも含めて、国民の間にも様々な意見があるということで、慎重に検討すべきだと考えている。

法務省においては、これまで外国法の調査等を行ってきたところで、親権の具体的な内容を、それが監護権の範囲としてどうなのかといったところも含めて検討しているところであるが、更なる調査等についても検討している。

ただ、一方で、離婚後においても、家族の在り方にかかわる問題であって、この問題については国民的議論が必要であろうと考えており、国会を始め超党派の議員連盟など、様々なところで現在検討されているものと承知しているので、そういう議論の状況も踏まえながら、検討を進めていきたいと考えている。

7 離婚後の共同親権に関する最近の判例等

- ・平成30年10月、東京都内の40代男性が、妻と親権を争う離婚訴訟で共同親権を求め、最高裁に上告。「子から一方の親を奪う単独親権制度は人権侵害で、憲法違反だ」と主張している。

なお、東京家裁は、子どもと同居する母親を親権者とする判決を出し、東京高裁は控訴を棄却した。(H30.12.3付朝日新聞)

また、平成31年2月26日、最高裁第3小法廷は、上告を棄却する決定をした。(H31.3.1付毎日新聞及び朝日新聞)

8 議連の動き（※共同養育支援法全国連絡会HPを基に作成）

平成26年3月、超党派の「親子断絶防止を考える議員連盟」（会長：保岡興治衆議院議員（当時））が設立され、平成28年5月、「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」が策定され、同年12月に、原案が修正された法律案が公表された。同案は、養育していない親と子との面会交流の実効性を上げて、絶縁状態になるのを防止するため、「父母の離婚後等でも、未成年の子が父母と親子として継続的な関係を持つことは、子の最善の利益に資する」と基本理念に明記し、国や地方自治体には、ガイドライン作成など必要な支援を行うよう定めている。なお、平成29年10月の衆議院総選挙後、平成30年2月、同議連は、「共同養育支援議員連盟」に改称されている。

9 今後の課題（将来的な立法論）等

親権をめぐる対立を防ぐためには、将来的には導入が望ましいが、共同親権を支える法的制度の整備が不可欠であるとの意見がある。

【考え得る法的制度の整備】

- ・子の養育に関する取決めを定める義務を課した上で、その取決め合意内容に裁判所等の公的機関が関与する制度
⇒日本では、裁判所が関与しない協議離婚制度があり、当事者の話し合いだけで離婚が成立する。欧米諸国では、協議離婚の制度はなく、離婚する場合は、裁判所等の関与がなければ離婚が成立しないとされている。少なくとも、未成年の子がいる夫婦が離婚する際は、このような制度が必要ではないか。
- ・面会交流時に子どもの安全を守るための公的機関の関与制度
⇒日程調整や面会に立ち会う支援機関はあるが、そのような支援機関の数は少なく、利用料も高額など、利用者には使いづらい面があるとの意見もある。(H29.5.23付毎日新聞④)
- ・個々の親の監護の在り方を第三者が監視・介入する制度
- ・金銭トラブルを防ぐための国による養育費の立替・取立て制度
- ・DV防止法の見直し

〔参照条文等〕

◆民法（明治 29 年法律第 89 号）

（親権者）

第 818 条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

（離婚又は認知の場合の親権者）

第 819 条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

4 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。

5 第 1 項、第 3 項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

（監護及び教育の権利義務）

第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

第 821 条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

（職業の許可）

第 823 条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 親権を行う者は、第 6 条第 2 項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（財産の管理及び代表）

第 824 条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

（未成年者の法律行為）

第 5 条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

◆児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

第 7 条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づき自国の義務に従い、1 の権利の実現を確保する。

第 9 条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1 の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 (略)

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監

護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

◆国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の概要【外務省資料を基に作成】

(1) 条約の基本的な考え方

ハーグ条約は、次のような考えに基づいて作成されている。

- 両親が国境を越えて子を奪い合う状況は、子にとって有害であり、子の利益を最重要に考える。
 - 子の監護権（親権）に関する手続は、子がそれまで居住していた国（常居所を有していた国）で行うことが望ましい。
 - そのため、まずは常居所を有していた国に子を戻すことが原則。
- ※例外：返還により子が心身に害悪を受ける場合、子自身が返還を拒否している場合等は、返還を拒否できる。
- 親子の接触（面会交流）の機会を確保することは、子の連れ去りの防止や子の利益に資する。

(2) 条約の主な規定

① 適用対象

監護権の侵害を伴う、16歳未満の子の、国境を越えた移動。

※父母や子の国籍は関係なく、父母及び子の全員が日本人で、一方の親が他の締約国から日本に連れ去った場合や日本から他の締約国に連れ去った場合でも、条約の適用対象となる。

② 子を連れ去られた親は、中央当局に対して、子の返還のための申請を行うことができる。

※子が現在すると思われる国の中央当局に対して直接に、又はそれまで在住していた国その他の中央当局を通じて行う。

③ 子が現在する締約国の中央当局は、特に次の事項のため、全ての適当な措置をとる。

- i 子の所在の特定（第7条a）
- ii 子に対する更なる害悪の防止（第7条b）
- iii 子の任意の返還又は当事者間での解決の促進（第7条c）
- iv （司法上の）手続のための便宜の供与（第7条f）
- v 子の安全な返還の確保（第7条h）

④ 締約国は、次のような場合を除いて、返還命令を出す。

- i 連れ去りから1年以上が経過し、子が新たな環境になじんでいる場合（第12条）
- ii 申立人が監護権を現実に行使していなかった場合（第13条第1項a）
- iii 申立人が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合（第13条第1項a）
- iv 返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険がある場合（第13条第1項b）
- v 子が返還を拒否しており、当該子が意見を考慮するに十分な年齢・成熟度に達している場合（第13条第2項）
- vi 要請を受けた国の人権及び基本的事由の保護に関する基本原則により認められない場合（第20条）

⑤ その他の主な規定

- i 締約国の司法当局は迅速な返還手続を行う。6週間以内に決定できない場合は遅延理由を明らかにする。（第11条）
- ii 監護権に関する判断の禁止（現所在国の裁判所は、監護権の決定をしない）。（第16条）
- iii 中央当局は、面会交流権の行使を確保するため適当な措置をとる。（第21条）